(表 面)

第
写 真 ち よ う 付 面 写 真 ち よ う 付 面 写生労働省(都道府県、市町村又は特別区) 印

(日本工業規格A列6番)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜す

٧١

第三十五条 都道(質問及び調査) る。

第 ることができる。

- に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。 第三十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により都道 府県 知事が当該職員
- 5 6

2

- とができる。 する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職項及び第四項、第二十六条の四第二項及び第四項並びに第三十五条第要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第一原生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止 Ĺ 当該職員に実施させるこ五条第四項において準用て、第二十六条の三第二てめいの主第二を防止するため緊急の必
- 9 (を) り当該職員に同条第四項において準用する。 おいて準用する同条第一項に規定する措置を実施て準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項 心させる場合の規定によ
- する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第五項の市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため 定必 おい · て準用 甪
- について準用する。 り当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を第三十五条第五項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、 を実施が前項 心させる場合な別定によ

- 当該職員でなくなったときは、道府県知事、市町村長又は特別この証票の取扱いに注意し、破 いに注意し、 破り、 「厚生労働大臣(都道府県知事、市町村長又は特別区長)に区長)に届け出ること。(収長)に届け出ること。(一般の、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都